

注目

今月の登場は、田村陽子さんです。

田村さんは、自らが障害を持つお子さんを支える立場として、障害児と支援費制度について注目しました。

障害児と支援費制度

白石島サマー合宿に参加して

私はこの夏、他の障害児たちはどんな夏休みを過ごしているのかを知るため、井笠地域重度障害児親の会「すてっぷ」が主催している白石島サマー合宿に参加しました。

すてっぷは、障害児の体力づくりや、その家族の心のケアのために活動しています。この夏合宿は、今年で三年目で、日頃の活動の中で行っている水泳療育の成果を見るため、また、障害児たちと保護者、兄弟・姉妹たちの交流のために行われています。

えていくことが大切なんだなと改めて実感しました。



支援費制度の利用者の声

しかしながら、家族だけでは障害児のケアを十分にできないのも現実。そのためにあるのが福祉サービスです。

平成15年4月から支援費制度が始まりました。これは、それまで行政が決定していたサービスの内容を、障害を持った人自らが決定して、施設や事業者と直接契約を行う制度です。

障害を持つ子どもが利用できるのは、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイの三つです。

合宿中に、他の障害児の家族が支援費制度について感じていることを聞いてみました。

○中学生・高校生は、デイサービスが利用できないので、学校が休みの間などは親の負担が大きくなる。

○身体障害児が利用できる支援事業所が少ない。

○遠方の施設を利用するときは、送迎費が高額である。

○日頃、学校へ通学しているため、ホームヘルプサービスを利用する時間が夕方や、事業者が休みとなる土・日曜日になり、事業者との歯車がかみ合わない。

○知的障害児や身体障害児に積極的に関わることでできるホームヘルパーの意識や技術の向上を望む。

○知的障害児や身体障害児に積極的に関わることでできるホームヘルパーの意識や技術の向上を望む。

○知的障害児や身体障害児に積極的に関わることでできるホームヘルパーの意識や技術の向上を望む。

これからの支援費制度

障害児の家族は、子どもたちに努力を惜しんでいません。また、病気や障害に最大の関心と努力を傾けるのも家族です。だからこそ、その家族に何かあったときにも、安心し

か。

このページのご意見・ご感想をお待ちしています。また、「市政についてのイラ立ち」があれば併せてどうぞ。

お便り：〒七一四一八六〇一 笠岡市中央町一―一
まちづくり推進課モニター係
☎ 21110 FAX 21180